

令和4年度
IoT活用支援事業費補助金

募 集 要 領

<募集期間>

令和4年4月1日（金）～令和5年1月31日（火）

<お問い合わせ先>

山梨県 産業労働部 成長産業推進課 起業・経営革新担当

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

TEL : 055-223-1544 FAX : 055-223-1569

E-mail : seichosangyo@pref.yamanashi.lg.jp

1 事業目的

本補助金は、県内中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規程する中小企業者。以下同じ。）がIoT導入により生産性を向上させることで魅力ある職場へ転換させ、良質で安定的な雇用の創出と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

※IoTとは、複数の機械等がネットワーク環境に接続され、そこから収集される各種情報・データを活用して、①監視（モニタリング）、②保守（メンテナンス）、③制御（コントロール）、④データ分析（アナライズ）等を行うことを指し、単に従来から行われている単独機械の自動化や工程内の生産管理ソフトのみの導入は除く。

2 事業内容

2-1 補助対象となる事業

本事業では、対象者が簡易なIoTの導入により課題の「見える化」を図り、自社の経営課題の抽出、解決に資する県内で実施される取り組みのうち、後述する「2-3 経費区分及び補助率、補助上限」に詳述する条件を満たすものを補助対象事業とする。

2-2-1 申請の対象となる事業者及び申請の要件

(1) 申請の対象となる事業者

本事業の補助対象者は県内に本社又は事業所を有する中小企業者とする。

なお、補助対象者は以下の業種に限定する。

| 指定主要業種 | 指定関連業種 |
|-----------------------|--------------------|
| 食料品製造業（09） | 飲料・たばこ・飼料製造業（10） |
| はん用機械器具製造業（25） | 化学工業（16） |
| 生産用機械器具製造業（26） | プラスチック製品製造業（18） |
| 業務用機械器具製造業（27） | 金属製品製造業（24） |
| 電子部品・デバイス・電子回路製造業（28） | 情報通信機械器具製造業（30） |
| 電気機械器具製造業（29） | 輸送用機械器具製造業（31） |
| 情報サービス業（39） | インターネット附随サービス業（40） |
| 社会保険・社会福祉・介護事業（85） | 医療業（83） |

※中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者が対象となるため、「社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人」等は申請の対象とならない。

(2) 申請の要件

「IoT等活用支援事業」で設置される「生産性向上アドバイザー」又は「IoT導入支援専門家」から課題解決に対して具体的かつ実践的な指導・助言を受け、IoT導入計画書を作成していること。

2-2-2 申請の対象外となる事業者

上記2-2-1に該当する中小企業者であっても、下記の中小企業者については申請の対象外とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等の反社会的勢力に
関係する事業者
- (2) その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと県が判断する事業者

2-3 経費区分及び補助率、補助上限

| 経費区分 | 内容 |
|--------------------------|---|
| 機械装置・器具等のレンタル又はリースに要する経費 | 機械装置（専ら当該補助事業のために使用する機械・装置・部品（各種センサー・カメラ等のデバイス、Wi-Fi、LPWA、RFID等のデータ送受信装置等）、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）及びソフトウェア）等のレンタルまたはリースに係る経費及びそれに係る設置、設定、通信費、クラウドコンピューティングの利用に要する経費 |

| | |
|------|------------|
| 補助率 | 1 / 2 以内 |
| 補助上限 | 1 2 5 千円以内 |

※以下の経費は補助対象外。

- ・ 補助金の交付決定日前に発注、契約等を行ったものに係る経費
- ・ 補助事業の実施期間内に設置等を完了しなかったものに係る経費
- ・ 汎用性があり、申請する事業の目的外使用になり得るもののレンタル又はリースに要する経費
- ・ 金融機関への振込手数料
- ・ 消費税及び地方消費税

※補助金の額に千円未満の端数が生じるときはその額を切り捨てる。

2-4 補助対象となる期間

交付決定日から令和5年2月28日（火）までの期間内に発注、契約等を行い、設置等を完了したものに係る経費を対象とする。

3 応募方法

IoT活用支援事業費補助金交付要綱に定める補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記載するとともに必要書類を添付し、山梨県産業労働部成長産業推進課あて郵送（募集期間内必着）又は持参する。

その他添付資料には見積書（レンタル又はリースする機械装置・工具・器具等、期間、金額等を記載）を添付すること。

<募集期間>

令和4年4月1日（金）～令和5年1月31日（火）

※申請額の合計額が予算額を超過した場合には、募集期間内であってもその時点で募集

を締め切る場合がある。

<受付時間>

午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く）

※応募上の注意事項

- ア 提出された申請書等一式は返却しない。また、申請書等の電子データでの提供を求める場合がある。
- イ 申請に係る連絡先等の個人情報は適切に管理し、本業務以外の目的には使用しない（県の産業振興策に係る情報提供は除く）。
- ウ 申請に要する費用は、応募者が負担する。

4 審査

申請書の内容を審査し、採択事業者を決定する。

5 交付決定

補助金の交付決定時期については、申請日から1ヶ月以内を目安に決定する。なお、交付決定日以降に発生した経費が補助対象となる。

6 補助金の支払い

補助金の支払いについては、原則精算払いとする。IoT活用支援事業費補助金交付要綱に定める補助金実績報告書（様式第5号）を受領後に補助金の額を確定し、令和4年3月下旬頃までに支払う。

その他添付資料には支払実績のわかる資料（レンタル又はリースする機械装置・工具・器具等、期間、金額等を記載）を添付すること。

7 スケジュール

- 4月1日～1月31日 募集 → 随時交付決定
- 交付決定日～2月28日 事業実施期間
- 3月15日まで 実績報告書報告書提出
（または補助事業が完了した日から1ヶ月を経過した日まで）
- 3月下旬まで 補助金支払い（原則精算払い）

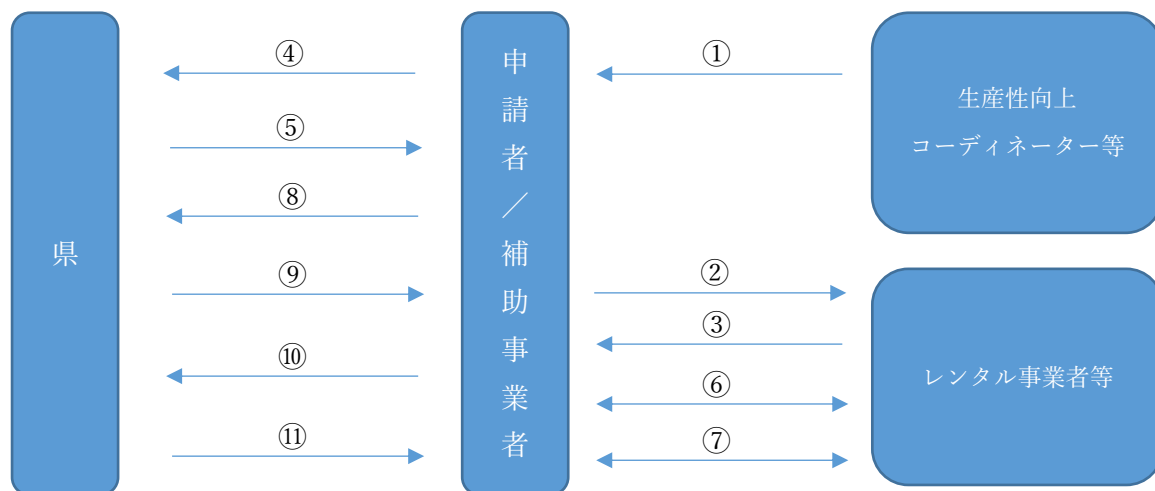
8 成果の共有等への協力

本事業による成果を他の県内中小企業者と共有し普及させるため、補助事業終了後においても、取得したデータの提供や成果の公表等について県に協力すること。

9 その他

事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間は整理保管しておくこと。

10 補助金申請から支払いまでのフロー



- ①指導・助言、IoT 導入計画書の作成
- ②機械装置・器具等のレンタル又はリースに要する経費の見積を依頼
- ③見積書の提出
- ④補助金交付申請書（様式第1号）の提出
- ⑤交付決定通知書（様式第2号）の通知
- ⑥レンタル又はリース契約の締結
- ⑦レンタル又はリースに係る請求及び支払い
- ⑧補助金実績報告書（様式第5号）の提出
- ⑨額の確定通知書（様式第6号）の通知
- ⑩補助金請求書（様式第7号）の提出
- ⑪補助金支払い